

木更津市広告付窓口番号案内表示システム等の設置及び運用業務に関するプロ  
ポーザル評価基準

| 審査項目       | 評価項目                          | 審査事項                                                                                                                                                  | 評価点 |
|------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 機器の性能      | 番号案内表示システム機器等の仕様（機種及び性能）について  | システム及び機器は円滑な運用が実施できる機能を十分に備えているか。また、職員、来庁者が操作しやすいものであるか。                                                                                              | 15  |
|            | 設置するディスプレイ（広告含む）機器等の仕様・配置について | 番号表示のディスプレイや広告ディスプレイについて、番号案内表示や行政情報などの広告放映が見やすい仕様のものか。また、各ディスプレイの配置の提案は適切なものか。                                                                       | 5   |
| 市政情報・広告の発信 | 映像の制作・放映方法・構成                 | 行政情報・広告映像の制作、掲出について体制が具体的に十分に整備されているか。                                                                                                                | 10  |
|            | 民間企業の広告内容の審査体制                | 広告主の募集・調整・内容の審査体制は充実しているか。                                                                                                                            | 10  |
| 提案事項       | その他、提案の独創性などの評価               | 業務遂行にあたって、事業者独自の独創性、創意工夫点が認められるか。仕様書に定めのない事項について有益な提案があるか。                                                                                            | 20  |
| 業務実施体制     | 機器の設置、運用、保守、維持管理体制            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の設置にあたり、機器の構造・設置方法は適切であり、転倒・落下の防止など安全性に配慮されているか。</li> <li>・保守が適切に行われるか、また故障など緊急時の対応が十分に整備されているか。</li> </ul> | 10  |
| 業務遂行能力     | 市職員への研修体制                     | 導入前及び導入後において、職員に対し十分な操作研修及び運用サポートが行われるか。                                                                                                              | 5   |
|            | 同種業務の導入実績                     | 国や地方公共団体での同様の業務履行実績は十分であるか。                                                                                                                           | 5   |
| 広告収入       | 本市に納入する広告掲載料の提示額              | $15 \text{ 点} \times (\text{申込事業者の提示額}) \div (\text{申込事業者のうち最も高い提示額})$ で評価。<br>（小数点第 1 位四捨五入）                                                         | 15  |
| プレゼンテーション  | 業務取り組みへの意欲、質問などへの対応           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼン内容が本業務の目的に沿った説明になっているか。</li> <li>・説明が分かりやすく、質疑応答に適切に答えているか。</li> </ul>                                    | 5   |

#### 評価の方法について

- ① 各審査委員は、評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 各審査委員の持ち点(100点)を合算した値(満点)の6割を最低基準とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準に満たない提案者は、受託候補者として選定されない。
- ③ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者とする。ただし、評価点が同点の場合は選定審査会委員の協議により受託候補者を選定する。
- ④ 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準を満たすときは、当該提案者を受託候補者とする。

#### 採点基準について

| 区分      | 評価<br>(5点満点) | 評価<br>(10点満点) | 評価<br>(15点満点) | 評価<br>(20点満点) |
|---------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 優れている   | 5            | 10            | 15            | 20            |
| やや優れている | 4            | 8             | 12            | 16            |
| 普通      | 3            | 6             | 9             | 12            |
| やや劣っている | 2            | 4             | 6             | 8             |
| 劣っている   | 1            | 2             | 3             | 4             |

※広告収入の採点については、評価基準「審査事項」のとおり